旭川市立向陵小学校

学校いじめ防止基本方針

平成２６年４月
（令和５年４月　改定）

【目　次】

はじめに

第１章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 … １

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

２　いじめの理解 … ２

第２章　学校が実施するいじめの防止等の取組 … ４

１　本校のいじめの実情及び４年度の目標（指標）

２　児童が主体となった取組の推進

３　学校いじめ対策組織の設置 … ５

４　いじめ防止の取組 … ６

５　いじめの兆候の早期発見と積極的な認知 … ７

・ストレスチェックリスト … ８

・いじめ発見・見守りチェックシート … ９

・早期発見・事案対処マニュアル … １０

・主な相談窓口 … １１

６　いじめへの対処 … １２

７　いじめの解消 … １３

８　いじめの重大事態への対応 … １４

９　いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携 … １５

１０　インターネットを通じて行われるいじめへの対処，
保護者との連携

１１　学校いじめ防止プログラム … １６

【別紙資料】　＜別紙＞　いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」「旭川市いじめ防止基本方針」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

２　いじめの理解

（１）　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

> 第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
> ２　この法律において「学校」とは、学校教育法第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
> ３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
> ４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（２）　いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- ○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ○　仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ○　金品をたかられる。
- ○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ○　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　など

（３）　いじめの認知

いじめか否かは組織で判断し、その判断は定義に基づいたものであり、「悪質性が高い」、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」等は加味することなく、積極的に認知していきます。

（４）　いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

○　いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
○　いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
○　いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
○　児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
○　児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

（５）　いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア　いじめに係る行為が止んでいること
　いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。
イ　いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（６）　いじめの重大事態

重大事態とは、法第２８条第１項により次のとおり規定されています。

ア　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
イ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

第２章　学校が実施するいじめの防止等の取組

１　本校のいじめの実情及び５年度の目標（指標）

【令和４年度の本校のいじめの実態】

〇校内いじめ対策組織で認知したいじめに関し、解消に向け組織的に対応した。
〇いじめ把握のためのアンケート調査の中で「嫌な思いをしたことがある」と訴えがあり、いじめとして認知した事案（令和４年度は１７件）について指導対応をし、３月末段階で次年度に継続した事案は５件ある。解消率は７０％であった。
〇「嫌な思い」の様態
・仲間はずれ、無視　　・たたかれる、けられる　　・悪口を言われる　など
〇児童アンケート
・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童が１００％（前年度比±０％）となり、令和４年度の目標を達成することができた。

【令和５年度目標】

１.全校
（１）「安心して学校生活を送ることができた」児童８０％を目指す。
（２）「友達の良さを見付けることができた」児童８０％を目指す。
（３）「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」児童１００％を目指す。
（４）嫌なことがあったときに「誰にも相談しない」児童０％を目指す。
（５）児童観察や相談等による未然防止と早期発見、迅速な対応をする。
２.指導部
（１）いじめ対策組織を中心に「早期発見・事案対応マニュアル」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、積極的認知、迅速な対応、解消を目指す。
３.教職員
（１）人事評価シートにいじめ防止に関する個人目標、手立てを設定し、法に基づいた積極的な認知を推進していく。
４.児童自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実
（１）児童会を中心に児童自らがいじめの未然防止について取り組む活動を充実させ、目標の達成を図る。

２　児童が主体となった取組の推進

「令和５年度　学校いじめ防止基本方針（児童用）」を策定し、また、児童会を中心に児童自らがいじめの未然防止について取り組む活動を７月・１１月に実施します。昨年度は、各学級でのいじめ防止についてのスローガンを考え、児童玄関前に掲示したり、動画作成をしたりしました。また、今年度も全校児童の「いじめは許されない」「いじめを防ぐ」という意識向上を図るとともに、全校への発信をして未然防止の意識向上に取り組みます。

３　学校いじめ対策組織の設置

（１）学校いじめ対策組織の構成

「いじめ防止対策推進法」第２２条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第２２条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。組織内に「いじめ対策推進リーダー」を配置し、教頭といじめ対策推進リーダー（生徒指導部長）が「報告窓口」となり、いつでも相談を受けられるようにするとともに、「集約担当」はその後の対応をコーディネートします。

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

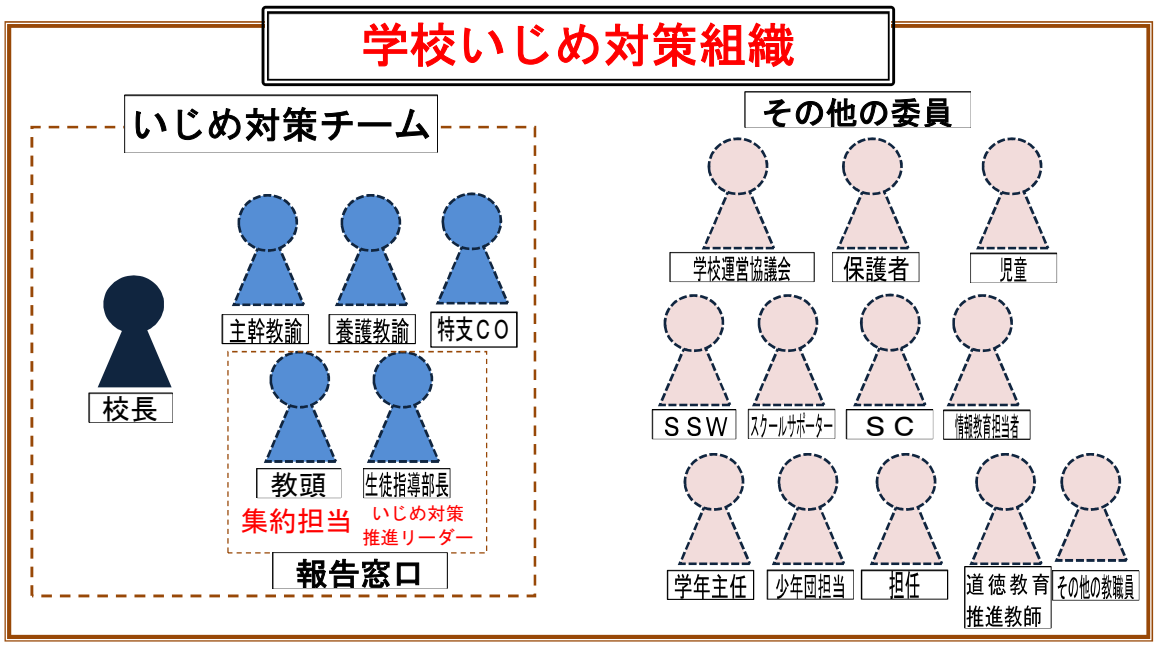

（２）学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア）いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア）いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ）いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に向けて、月１回以上の対策組織会議を開催

ウ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ）いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

オ）対策組織会議に学期１回のスクールカウンセラー出席

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア）本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ）いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ）学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管

エ）本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

４　いじめ防止の取組

（１）いじめについての共通理解

ア）いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

イ）いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

（２）いじめに向かわない態度・能力の育成

ア）教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。

イ）児童の発達段階や実態に応じた人権教育プログラムの充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。

ウ）幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

（３）いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア）いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。

イ）教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

ア）教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。

イ）自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

ウ）自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

・委員会、係活動の充実　　・年３回、指導部主催の校内研修の実施　等

（５）児童自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

ア）児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会中心に進めます。

イ）児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

ウ）児童が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

５　いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のために、次の取組を進めます。

（１）いじめの兆候の早期発見

ア）日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、ストレスチェックシート（P．８参照）チェックシート（P.９参照）の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

イ）児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

ウ）年３回「心と体のチェックリスト」を活用してストレスチェックを実施し、児童が発信するＳＯＳを早期に発見できるよう努めます。

（２）いじめの積極的な認知

ア）定期的にブロック内児童交流会を開催して児童について情報共有をし、集約した情報をいじめ対策チームで検討を行い、ささいな兆候であってもいじめを軽視することなく積極的に認知します。

心と身体のチェックリスト

私たちの心と身体は、とても悲しい出来事の後では、いろいろな変化をすることがあります。皆さんだけでなく、保護者の方や大人の方々も同じことで、とても自然なことです。でも、これをそのままにしておくのは、よくありません。
「心と身体のチェックリスト」を使って、自分の心と身体の状況を知りましょう。

学年　　組　　出席番号

1	心配でイライラして落ち着かない ※右の１－４の中から、１つ選択（以下同様）	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
2	気持ちがむしゃくしゃしている	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
3	時々、自分を傷つけたくなることがある	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
4	すぐ、かっとするようになった	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
5	だれかに怒りをぶつけたい気持ちが強くなった	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
6	眠れなかったり、途中で目がさめてしまう	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
7	身体がだるく感じる	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
8	腹痛や頭痛がすることが多い	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
9	ちょっとした音にびっくりする	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
10	胸がドキドキしたり、苦しくなる	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
11	泣きたい気持ちになることがある	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
12	必要以上に心配することがある	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
13	ときどきこわい事を思い出す	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
14	何かよくないことが起こりそうで心配だ	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
15	楽しいことが楽しく思えない	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
16	自分は価値のない人間だと思う	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
17	すっかり疲れてしまった	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
18	逃げ出したいような気がする	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
19	希望がもてない	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
20	自分の居場所がないように感じる	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
21	本当の自分を理解されていないように感じる	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
22	私を認めてくれる人はいないように思う	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
23	どんなにがんばっても意味がないと思う	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
24	悩みを話せる友人がいない	1. 全くあてはまらない　2. あまりあてはまらない　3. ややあてはまる　4. よくあてはまる
25-①	つらいことや悲しいことがあることを相談できる相手は誰ですか ※１~10の中から、１つだけ選んでください	1.いない　2．友人　3．家族　4．校長・教頭　5．学級担任 6．教科担任　7．部活動顧問　8．養護教諭　9．SC　10.その他
25-②	上で「10 その他」を選んだ人は、相談する人を具体的に書いてください （例）塾の先生、地域の知り合いの人	

今の気持ちを具体的に書いてみましょう
※相談したいことがあったら、先生方に相談するようにしましょう。

いじめ発見・見守りチェックシート

年　　組　氏名　　向陵小学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	□遅刻・欠席・早退が増えた。 □顔色，雰囲気などが普段の様子と違う。 □表情がさえない，おどおどしている，うつむいていることが多い。 □イライラして，物にあたる。
授業の開始時	□一人遅れて教室に入る。 □泣いていたり，泣いた形跡がある。 □机の上や中が汚されている。 □机や椅子が乱雑にされている。 □周囲が何となくざわついている。 □座席が替わっている。
授業中	□特定の児童の名前が何度も話題になる。 □グループ分けや班活動で孤立しがちである。 □配付物がきちんと配られない。 □発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 □冷たい視線が注がれる。 □教科書やノートに落書きされる。 □保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	□職員室や保健室に頻繁に行く。 □先生の近くに居ることが多い。 □特定の児童を避ける動きが見られる。 □一人でぽつんとしている。 □特定の児童を囲むように児童が集まる。 □遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 □格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 □侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 □集団でトイレに行って，なかなか出て来ない。
給食時	□配膳すると嫌がられる。 □食べ物にいたずらされる。 □望まないおかずを多く盛られる。 □食べ物を他人に取られる。 □グループから外れて一人で食べる。
清掃時	□嫌な作業をいつもやらされる。 □最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	□急いで一人で帰る。 □先生に何か言いたそうにしている。 □他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	□成績が急に下がる。 □服が汚れていたり，不自然な乱れがある。 □理由がはっきりしていないあざや傷がある。 □日記，作文，絵画，答案等に気になる表現や描写がある。 □持ち物に落書きされたり，靴や傘を隠されたりする。 □教室の壁や掲示物に，あだ名や悪口などを落書きされる。 □悪口を言われても，愛想笑いをする。 □人権を無視したようなあだ名を付けられる。

◆　児童のささいな変化に気付き，気付いた情報は抱え込まず，学校いじめ対策組織において確実に共有し，速やかに対応を！
◆　日常の児童とのふれあいを大切に！
◆　気付いたことを，５Ｗ１Ｈ（いつ，どこで，誰が，誰と，何を，どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど，学校全体で早期発見を！

早期発見・事案対応マニュアル

【いじめの把握】

○ 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
○ アンケート調査による発見
○ 学校以外の関係機関からの情報
○ 児童（本人を除く）からの情報
○いじめを受けた 児童や保護者からの情報
○ 養護教諭による発見
○ スクールカウンセラー等の相談員による発見
○ 本人からの訴え
○ 地域住民等からの情報
○ その他

【いじめの報告】（いじめ対策組織会議の開催）

○ 把握者→（学級担任等）→報告窓口（いじめ対策推進リーダー・教頭）→校長

【事実確認・指導方針決定】（いじめ対策組織における協議）

□事実関係の把握　□いじめ認知の判断　□指導方針の確認　□個別指導の検討
□役割分担(対応チームの編成)　□全教職員による共通理解　□SC や関係機関との連携

教育委員会への報告

【いじめ対処プラン】（いじめ対策組織による対処）

○ いじめを受けた児童への支援
○ 周囲の児童への働きかけ
○ 教育委員会への報告
○ いじめを行った児童への指導
○ いじめを受けた児童の保護者への支援
○ いじめを行った児童の保護者への指導助言
○ 教育委員会いじめ早期対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請
○ 関係機関への相談（旭川市子ども総合相談センター，旭川児童相談所，警察等）
○ いじめの解消の判断

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校内	□いじめの行為から，徹底して守り通す。 □安全確保のための巡視体制を強化する。 □３か月を目安としたいじめ解消に向け，組織的に注視するとともに，継続して自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	□他者の人権を侵す行為であることに気付かせ，他者の痛みを理解させる。 □いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等，いじめに向かうことのないよう支援する。	□周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 □自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	□いじめに関する事実経過を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	□事実経過を説明し，家庭における指導を要請する。 □いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。	□当該児童及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意し，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○いじめ対策組織におけるいじめ解消の判断（※解消の２要件を踏まえる）

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析
□事実の整理，指導方針の再確認
□必要に応じて外部の専門家等による助言

○ 学校体制の改善・充実
□生徒指導体制の点検・改善
□教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等
□児童理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善･充実
□児童の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の見直し
□豊かな心を育てる指導の工夫
□分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を獲得させる指導など，授業改善の取組

○ 家庭，地域との連携強化
□教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
□アンケート，学校関係者評価等に基づく学校評価の実施
□ＰＴＡ活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の醸成

主　な　相　談　窓　口

◆旭川市子ども総合相談センター
＜電話番号＞
代　表　　0166−26−5500
子どもホットライン　0120−528506（こんにちはコール）
＜相談時間＞
月・木　８：４５～２０：００　　火・水・金　８：４５～１７：１５

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）
＜電話番号＞
0120−007−110（ぜろぜろなな の ひゃくとおばん）
〈受付時間〉
月～金　８：３０～１７：００

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）
＜電話番号＞
０１２０−３８８２−５６
０１２０−０−７８３１０（２４時間子供 SOS ダイヤル）
＜受付時間＞
毎日２４時間
〈メール相談〉
Doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆少年サポートセンター「少年相談１１０番」（北海道警察）
＜電話番号＞　　＜受付時間＞
０１２０−６７７−１１０　　月～金　８：４５～１７：３０

◆少年法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）
＜電話番号＞　　＜受付時間＞
０１６６−３１−５５１１　　月～金　９：００～１６：００

◆法テラス旭川
＜電話番号＞　　＜受付時間＞
０５０−３３８３−５５６６　　月～金　９：００～１７：００

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立向陵小学校　　ＴＥＬ５１−５４８８

６　いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア）遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。

イ）いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。

ウ）児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

（２）いじめを受けた児童及びその保護者への支援

ア）いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。

イ）いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。

ウ）必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど、外部専門家の協力を得て対応します。

（３）いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

ア）いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。

イ）いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。

ウ）事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

（４）いじめが起きた集団への働きかけ

ア）いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

イ）学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

（５）性に関わる事案への対応

ア）他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行います。

イ）事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。

ウ）事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察などの関係機関との連携を図ります。

エ）チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

（６）関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

ア）学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します。

７　いじめの解消

（１）いじめが「解消している」状態（解消の２要件）

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の２つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア）いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも３か月止んでいる状態が、継続していること。

※いじめ被害の重大性等から更に長期の期間が必用と判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、長期の期間を設定する。

イ）いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

（２）観察の継続

ア）いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

イ）いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

Ⅳ　重大事態への対処

1　重大事態とは

（1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（3）児童や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

＊重大事態か否かの判断は，「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

2　学校における重大事態の対処

（1）重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告し，「重大事態対応フロー図」[*3]に基づいて対応します。

（2）学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は，第三者を加えた「調査組織」において実施し，事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。

（3）調査結果は，被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

3　重大事態対応フロー図

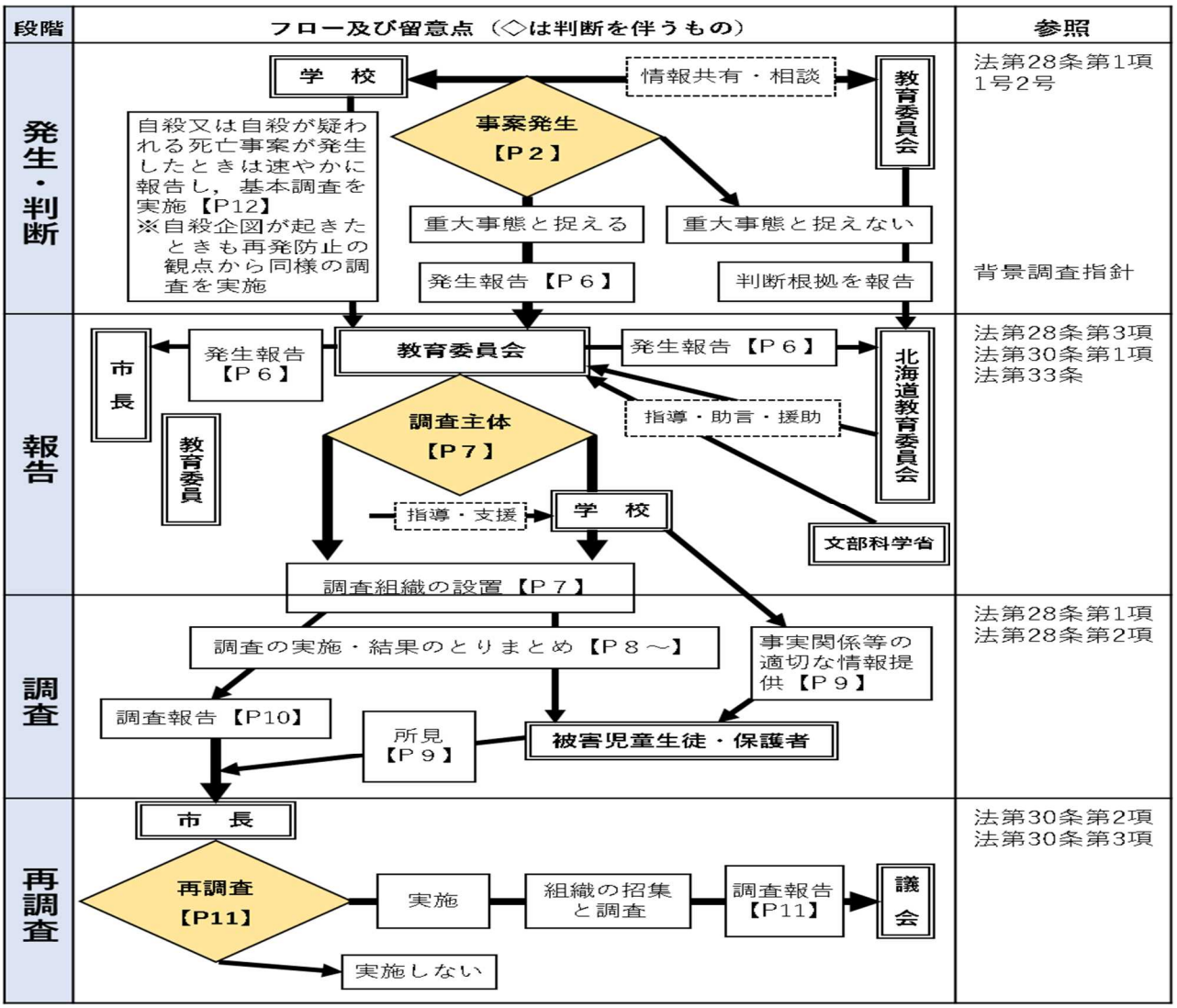

９　いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア）学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などへの参画を得て進めるよう努めます。

イ）いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。

ウ）民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

１０　インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

ア）日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。

イ）学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。

ウ）不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

１１　学校いじめ防止プログラム

Ⅴ 学校いじめ防止プログラム

□は、未然防止の取組　□は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ○児童，保護者への説明内容の検討 ○校内研修①の内容の検討及び準備	○校内研修①「向陵小いじめ防止基本方針」について ○いじめ撲滅集会の計画及び ○いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○校内研修②の内容検討及び準備	○校内研修②「児童理解と保護者対応」について	○ほっと実施方法の確認と実施 ○1学期の取組の点検・評価	○ほっと等，各種調査の結果の分析	○旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ○いじめ・非行防止強調月間の取組の検討
	○学校いじめ対策組織会議（月1回開催） ・いじめ事案の状況確認と対策検討	○生徒指導事例研修会①	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめアンケートの分析、情報共有	○児童に関わる学校間の情報交流（地区別生指協）	○学校いじめ対策組織会議 ・各調査の分析結果を受けて2学期重点指導の検討	○「生命の安全教育」「SNSの適切な利用に係る学習」について提案と実施
	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定	○市教委へのいじめ月末報告	○道教委いじめ問題への取組状況の報告①	○児童情報交流会① ・教育相談などで気になった児童についての情報交流 ○校内支援委員会①	○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	
	○キャリアパスポートの活用について提案					
児童	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律，学習習慣 ・基本的な生活習慣　等	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○いじめ防止の理解を深める学習①（学級活動・道徳の時間）	○道教委いじめアンケート調査① ○ストレスチェック① ○教育相談	○ほっとの実施 ○児童会による活動の実施 ・いじめ撲滅宣言　等 ○学校生活児童アンケート調査①	○2学期に向けてキャリアパスポートの取組	○「生命の安全教育」「SNSの適切な利用に係る学習」 ○いじめ防止の理解を深める学習②（学級活動・道徳の時間）
	○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター　等	○運動会に向けてキャリアパスポートの取組	○いじめ・非行防止強調月間①	○キャリアパスポートで1学期の振り返り	○児童への条例に関する学習（5・6年生対象）	
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発		○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日　等	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	
	○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開		○教育相談（保護者）			
	○チェックリストの活用（通年）					
	○いじめに関わる情報収集（通年）					

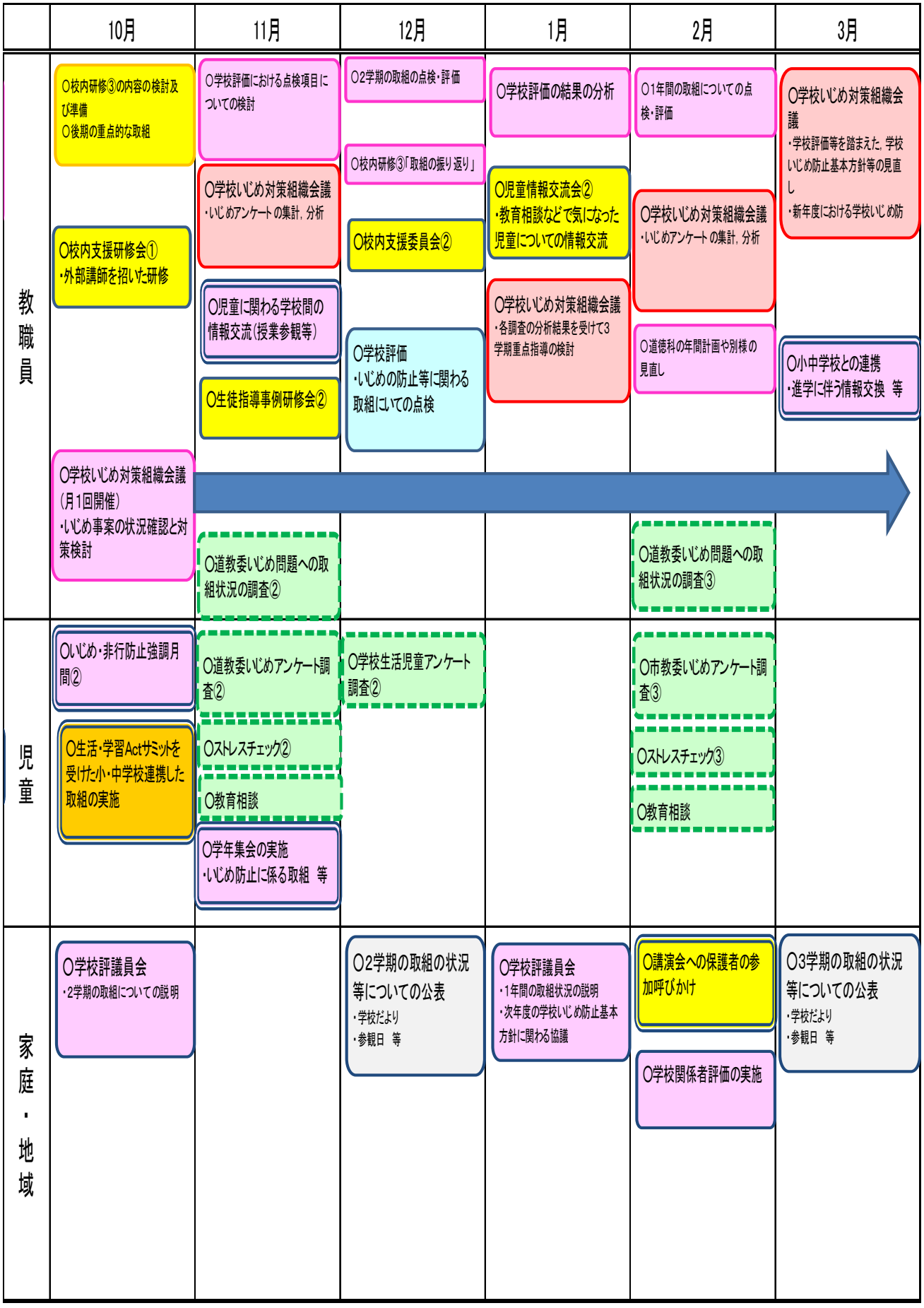
10月
11月
12月
1月
2月
3月
教職員
○校内研修③の内容の検討及び準備
○後期の重点的な取組
○校内支援研修会①
・外部講師を招いた研修
○学校いじめ対策組織会議（月1回開催）
・いじめ事案の状況確認と対策検討
○学校評価における点検項目についての検討
○学校いじめ対策組織会議
・いじめアンケートの集計，分析
○児童に関わる学校間の情報交流（授業参観等）
○生徒指導事例研修会②
○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
○2学期の取組の点検・評価
○校内研修③「取組の振り返り」
○校内支援委員会②
○学校評価
・いじめの防止等に関わる取組にての点検
○学校評価の結果の分析
○児童情報交流会②
・教育相談などで気になった児童についての情報交流
○学校いじめ対策組織会議
・各調査の分析結果を受けて3学期重点指導の検討
○1年間の取組についての点検・評価
○学校いじめ対策組織会議
・いじめアンケートの集計，分析
○道徳科の年間計画や別様の見直し
○道教委いじめ問題への取組状況の調査③
○学校いじめ対策組織会議
・学校評価等を踏まえた，学校いじめ防止基本方針等の見直し
・新年度における学校いじめ防
○小中学校との連携
・進学に伴う情報交換　等
児童
○いじめ・非行防止強調月間②
○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施
○道教委いじめアンケート調査②
○ストレスチェック②
○教育相談
○学年集会の実施
・いじめ防止に係る取組　等
○学校生活児童アンケート調査②
○市教委いじめアンケート調査③
○ストレスチェック③
○教育相談
家庭・地域
○学校評議員会
・2学期の取組についての説明
○2学期の取組の状況等についての公表
・学校だより
・参観日　等
○学校評議員会
・1年間の取組状況の説明
・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議
○講演会への保護者の参加呼びかけ
○学校関係者評価の実施
○3学期の取組の状況等についての公表
・学校だより
・参観日　等

＜別紙＞

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは，お子様が，保護者に心配をかけたくない，いじめられていることが恥ずかしい，いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え，事実を隠そうとすることにあります。

しかし，いじめられているお子様の言動には，何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば，いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に，少しでも気になることがあれば，担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第１段階　観察しましょう

□「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
□兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
□保護者への反発が強くなる。
□食欲がない。
□寝言などでうなされることがある。
□勉強に身が入ってないように見える。
□帰宅時に洋服が汚れていたり，破れていたりする。
□最近，よく物をなくす。
□学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い，具体的に答えない。
□メールやブログ等を今まで以上に気にする。
□友達から呼び出される。
□頭痛，腹痛を訴え，登校を渋る。
□学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き，破れ）
□保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き，破れ）
□学校行事に来ないでほしいと言う。
□学校からのプリントを見せない。
□放心状態でいることがよくある。
□何もしていない時間が多い。
□倦怠感，疲労，意欲の低下が見られる。
□無理に明るく振る舞っているように見える。

第２段階　いじめられている可能性を疑い，学校に相談しましょう

□「行ってきます」「ただいま」を言わない。
□気分の浮き沈みが激しい。
□兄弟姉妹にあたることが増える。
□理由もなくイライラする。
□食欲が無くなり，家族と一緒に食事をしない。
□成績やテスト結果が急に下がる。
□制服や衣服の汚れが顕著になる。
□物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
□学校のことを詳しく，具体的に聞こうとすると怒る。
□メールやブログ等を見ようとしない。
□いたずら電話がよくかかってくる。
□ちょっとした音に敏感になる。
□友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
□親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
□学校や友達の話題を避けるようになる。
□持ち物への落書きがある。
□衣服，制服，靴などを親の知らないところで自分で洗う。
□原因不明の頭痛，腹痛，吐き気，食欲低下等の身体症状が見られる。
□登校を渋る。
□身体を見せたがらない。
□外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第３段階　学校と連絡を取り合って対応しましょう。

□急に誰かを罵ったりする。
□かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
□身体に理由のはっきりしない傷跡があり，隠そうとする。
□身体にマジックによるいたずらがある。
□急に友達関係が変わる。
□友達から頻繁に呼び出される。
□学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
□悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
□部活動を休むことが多くなり，急にやめると言い出す。
□学校を転校したいと言い出す。
□金遣いが荒くなったり，保護者の金を持ち出したりするようになる。
□以前では考えられないような非行行動が見られる。
□自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
□日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。